

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年2月及び同年3月は16万円、14年4月は19万円、14年5月から同年10月までの期間は16万円、14年11月は19万円、14年12月及び15年1月は17万円、15年2月から同年12月までの期間は19万円、16年1月は20万円、16年2月から同年9月までの期間は19万円、16年10月は20万円、16年11月及び同年12月は18万円、17年1月は20万円、17年2月は19万円、17年3月は20万円、17年4月は19万円、17年5月は20万円、17年6月は19万円、17年7月は20万円並びに17年8月から同年11月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②の賞与に係る記録については、平成15年8月5日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月1日から17年12月1日まで
② 平成15年8月5日

社会保険事務所（当時）に確認したところ、A法人における標準報酬月額11万8,000円が、実際に支給された給与の金額より低いので記録を訂正してほしい。また、平成15年8月支給賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額として記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が保管する給与明細書及びA法人の税務書類を作成している税理士事務所が保管する賃金台帳等から、申立人は、オンラインに記録されている標準報酬月額11万8,000円に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成14年2月及び同年3月は16万円、14年4月は19万円、14年5月から同年10月までの期間は16万円、14年11月は19万円、14年12月及び15年1月は17万円、15年2月から同年12月までの期間は19万円、16年1月は20万円、16年2月から同年9月までの期間は19万円、16年10月は20万円、16年11月及び同年12月は18万円、17年1月は20万円、17年2月は19万円、17年3月は20万円、17年4月は19万円、17年5月は20万円、17年6月は19万円、17年7月は20万円並びに17年8月から同年11月までの期間は19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の報酬月額よりも低い金額で届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、平成15年8月5日に賞与10万円の支払いを受け、当該賞与額に基づく保険料を上回る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準賞与額又は実際に支給されていたと認められる賞与額に見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書の賞与支給

額に基づき 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る平成 15 年 8 月 5 日の賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月28日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。昭和45年4月から現在まで継続してA社に勤務しており、途中で被保険者記録に空白期間が生じるとは考え難いことから、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在職証明書、雇用保険の被保険者記録及び同社の労務担当者の供述から、申立人が昭和45年4月1日から同社に継続して勤務（昭和45年9月28日に、A社本社から同社C営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月28日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。昭和45年4月から現在まで継続してA社に勤務しており、途中で被保険者記録に空白期間が生じるとは考え難いことから、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在職証明書、雇用保険の被保険者記録及び同社の労務担当者の供述から判断すると、申立人が昭和45年4月1日から同社に継続して勤務（昭和45年9月28日に、A社本社から同社C営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年5月までの期間、42年5月から同年8月までの期間及び43年3月から46年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年5月まで
② 昭和42年5月から同年8月まで
③ 昭和43年3月から46年6月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号は、申立期間経過後の昭和47年7月ごろA県B町（現在は、C町）において払い出されていることが確認できる。

また、C町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は申立期間経過後の昭和47年4月1日に資格を取得している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、各申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 233 (事案 119 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 50 年 11 月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。結婚するまでは国民年金に加入していなかったが、結婚を機に国民年金に加入し継続して納付してきたはずである。未加入となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が保有する国民年金手帳の記号番号は、A 市において昭和 51 年 1 月 9 日に払い出され、50 年 12 月 27 日までさかのぼって資格取得しているほか、申立期間当時居住していた B 市役所が保管する国民年金被保険者名簿の索引簿に申立人の氏名の記載は無く、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時は B 市の人口が急激に増えた時期であり、銀行の手続を始め様々なものが機械化されるなど混乱した時期でもあったため、申立人と同様の申立てが多く寄せられているのではないかと主張し、再申立てを行ったものである。

しかし、申立期間のうち昭和 42 年 12 月から 46 年 9 月ごろまでの保険料納付方式は、それ以前と同様に、国民年金手帳に印紙を貼付し、検認を受ける印紙検認方式であり、申立人が申し立てている機械化の状況は

みられず、また、46年10月以降の保険料納付方式は、納付書に現金を添えて納付する方式となっているが、申立人は、申立期間において未加入であるため、機械化による影響を受けたとは考え難い。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 12 日から 43 年 2 月 12 日まで

所持している厚生年金保険被保険者証では厚生年金保険被保険者資格を初めて取得した年月日が昭和 42 年 2 月 12 日となっているにもかかわらず、社会保険事務所 (当時) で年金記録を確認したところ、A社B工場での厚生年金保険の加入期間が 43 年 2 月 12 日から 45 年 2 月 1 日までとなっている。年金記録に誤りがないか調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料を既に廃棄しており、これら関係資料から申立人の申立期間の勤務実態等を確認することはできない。

しかし、公共職業安定所の記録によると、申立人のA社における雇用保険被保険者期間は、昭和 43 年 2 月 12 日から 45 年 2 月 1 日までであり、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と一致している。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険番号は前後の取得年月日から、昭和 43 年 3 月ごろに払い出されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によりA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日別人数をみると、申立ての昭和 42 年 2 月 12 日に被保険者資格を取得した者は無く、翌 13 日の取得者が 5 人であるところ、同 5 人の

うち連絡が取れた4人に照会したが、申立人が、同時期（42年2月ごろ）に入社したことがうかがえる供述は得られなかった。

これらのことから、申立人の厚生年金保険被保険者証（C県発行）における「初めて資格を取得した年月日」欄の「昭和42年2月12日」との記載は「昭和43年2月12日」とするところを誤記したものと推認するのが相当である。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、厚生年金保険被保険者証の記載日のほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。